



三重県公報

平成31年3月29日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
31	地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
32	委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	2
33	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	3
34	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(同)	12

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 1 of the Prefectural Enterprise Law, listing various positions like Deputy Director, Director, and various Supervisors. The 'After' column lists 'Disaster Management Supervisor' and 'RF Supervisor' as newly added positions.

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十二号

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain 'Table 1 (Article 2 related)' regarding the Director of Education. The 'After' column adds a new item 'ロ' regarding the determination and collection of fees for lighting equipment.

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十三号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 戦略企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 <u>高等教育機関の振興に関すること。</u></p> <p>八・九 (略)</p> <p>3〜8 (略)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>コンプライアンスに関すること。</u></p> <p>三 <u>内部統制に関すること。</u></p> <p>四 <u>職員の懲戒に関すること。</u></p> <p>五〜九 (略)</p> <p>十 <u>三重県職員委員会に関すること。</u></p> <p>4 法務・文書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 <u>三重県行政不服審査会に関すること。</u></p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の施行に関すること(裁定(地域福利増進事業の該当性の確認等を除く。)に限る。)</u></p> <p>5 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員の任免(再任用を含む。)、分限及び服務に関すること。</p> <p>二〜六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>6〜11 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2〜8 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 戦略企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七・八 (略)</p> <p>3〜8 (略)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二〜六 (略)</p> <p>4 法務・文書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 <u>三重県行政不服審査会に関すること。</u></p> <p>5 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員の任免(再任用を含む。)、分限、<u>懲戒</u>及び服務に関すること。</p> <p>二〜六 (略)</p> <p>七 <u>三重県職員委員会に関すること。</u></p> <p>八 (略)</p> <p>6〜11 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2〜8 (略)</p>

9 ライフラインベリケーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 みえメデイカルバレー構想の推進に関すること。

三 みえライフラインベリケーション総合特区計画の推進に関すること。

第九条の二 (略)

2 6 (略)

7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 4 (略)

五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(平成三十年三重県条例第六十九号)の施行に関すること。

六 (略)

七 障害児(者)の相談支援及び支援者の人材育成に関すること。

八 10 (略)

十一 三重県障がい者差別解消調整委員会に関すること。

十二 21 (略)

第十条 (略)

2 6 (略)

7 大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 23 (略)

二十四 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の施行に関すること(水環境に係るものに限る。)

二十五 (略)

8 9 (略)

10 くらし・交通安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 7 (略)

八 三重県犯罪被害者等支援条例(平成三十一年三重県条例第三号)の施行に関すること。

九 27 (略)

十一 13 (略)

第十一条 (略)

2 国体・全国障害者スポーツ大会局に、次に掲げる課を置く。

一 3 (略)

四 全国障害者スポーツ大会課

五 六 (略)

3 11 (略)

12 運営調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 三重とこわか国体の競技施設に関すること。

9 ライフラインベリケーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 みえライフラインベリケーション総合特区計画の推進に関すること。

三 みえメデイカルバレー構想の推進に関すること。

第九条の二 (略)

2 6 (略)

7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 4 (略)

五 (略)

六 8 (略)

九 18 (略)

第十条 (略)

2 6 (略)

7 大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 23 (略)

二十四 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の施行に関すること(水環境に係るものに限る。)

二十五 (略)

8 9 (略)

10 くらし・交通安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 7 (略)

八 26 (略)

十一 13 (略)

第十一条 (略)

2 国体・全国障害者スポーツ大会局に、次に掲げる課を置く。

一 3 (略)

四 五 (略)

3 11 (略)

12 運営調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の競

<p>二 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開 会式及び閉会式の会場に関すること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>技施設に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 三重とこわか大会の競技会等の運営に関する こと。</p>
<p>13 全国障害者スポーツ大会課の分掌事務は、次の とおりとする。</p> <p>一 三重とこわか大会の競技会等の運営に関する こと。</p> <p>二 三重とこわか大会の競技施設に関すること。</p>	
<p>14 17 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 13 (略)</p>	<p>13 16 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 13 (略)</p>
<p>14 森林・林業経営課の分掌事務は、次のとおりと する。</p> <p>一 23 (略)</p> <p>二十四 森林経営管理法(平成三十年法律第三十 五号)の施行に関すること。</p>	<p>14 森林・林業経営課の分掌事務は、次のとおりと する。</p> <p>一 23 (略)</p>
<p>15 19 (略)</p> <p>第十四条 県土整備部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 15 (略)</p> <p>十六 下水道経営課</p> <p>十七 下水道事業課</p> <p>十八 20 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 公共用地課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 8 (略)</p>	<p>15 19 (略)</p> <p>第十四条 県土整備部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 15 (略)</p> <p>十六 下水道課</p> <p>十七 19 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>4 公共用地課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 8 (略)</p>
<p>九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特 別措置法の施行に関すること(地域福利増進事 業の該当性の確認等に限る。)</p> <p>5 9 (略)</p>	<p>5 9 (略)</p>
<p>10 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の施 行に関すること(県管理道路の維持、修繕及び 管理に係るものを除く。)</p> <p>二 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九 十五号)の施行に関すること(既成市街地内に 係るものを除く。)</p> <p>11 (略)</p>	<p>10 道路建設課の分掌事務は、道路法(昭和二十七 年法律第百八十号)の施行に関すること(県管理 道路の維持、修繕及び管理に係るものを除く。) とする。</p> <p>11 (略)</p>
<p>12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の 施行に関すること(洪水浸水想定区域の指定等 に関することに限る。)</p> <p>四 7 (略)</p> <p>13 15 (略)</p>	<p>12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の 施行に関すること(浸水想定区域の指定等に関 することに限る。)</p> <p>四 7 (略)</p> <p>13 15 (略)</p>

16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 〇十四 (略)
 十五 踏切道改良促進法の施行に関する事(既成市街地内に係るものに限る。)

17 下水道経営課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 (略)
 二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の施行に関する事(流域下水道の維持その他管理に係るものに限る。)
 三 (略)

18 下水道事業課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 下水道事業に関する事。
 二 下水道法の施行に関する事(流域下水道の維持その他管理に係るものを除く。)

19 〇22 (略)
 (職制)
 第十九条 (略)
 2 (略)
 3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
ひとつづくり政策総括監	戦略企画部	上司の命を受けて人づくり施策(職員に係るものを除く。)に係る総合調整に関する事務を処理する。
コンプライアンス総括監	総務部	上司の命を受けて全庁的なコンプライアンスの取組の総括に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
コンプライアンス・労使協働推進監	総務部	上司の命を受けて部内の人権施策並びにコンプライアンス及び労使協働に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)
 (分掌事務)
 第三十六条 設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 〇十四 (略)

17 下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 下水道事業に関する事。
 二 (略)
 三 (略)
 四 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の施行に関する事。

18 〇21 (略)
 (職制)
 第十九条 (略)
 2 (略)
 3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
ひとつづくり政策総括監	戦略企画部	上司の命を受けて人づくり施策(職員に係るものを除く。)に係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
コンプライアンス・労使協働推進監	総務部	上司の命を受けて部内の人権施策並びにコンプライアンス、労使協働及び人事に係る調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)
 (分掌事務)
 第三十六条 設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 日本赤十字社援護物資に関する事

十二 (略)

十三〇十七 (略)
(所管区域の特例)

第三十六条の二 前条各号に掲げる事務のうち第一号から第十一号までの事務を除く事務については、設置条例第七条第二項に規定する所管区域にかかわらず、四日市市、桑名市及びいなべ市の区域は北勢福祉事務所の所管区域とし、多気郡明和町及び多気郡大台町の区域は多気度会福祉事務所の所管区域から除き、伊勢市、鳥羽市及び志摩市の区域は多気度会福祉事務所の所管区域とし、尾鷲市の区域は紀北福祉事務所の所管区域とし、熊野市の区域は紀南福祉事務所の所管区域とする。
(室の設置及び分掌事務)

第三十八条の二 (略)

2 総務企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 関係団体の人権啓発に関する事(熊野農林事務所を除く)。

五 農業経営の資金融資及び相談に関する事(桑名農政事務所における審査事務に係るものに限る)。

六 (略)

3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 農業経営の資金融資及び相談に関する事(桑名農政事務所を除き、審査事務に係るものに限る)。

三〇七 (略)

八 食の安全及び安心に関する事。

九〇二十四 (略)

二十五 人・農地プランの推進に関する事。

二十六 関係団体の人権啓発に関する事(熊野農林事務所に限る)。

二十七・二十八 (略)

二十九 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事(認定農業者の育成及び支援に関する事を除く)。

一〇十 (略)

十一 (略)

十二 災害救助に関する事(北勢福祉事務所にあつては、福祉業務に係るものに限る)。

十三 法外援護物資及び義援物資に関する事。

十四〇十八 (略)
(所管区域の特例)

第三十六条の二 前条各号に掲げる事務のうち第一号から第十号までの事務を除く事務については、設置条例第七条第二項に規定する所管区域にかかわらず、四日市市、桑名市及びいなべ市の区域は北勢福祉事務所の所管区域とし、多気郡明和町及び多気郡大台町の区域は多気度会福祉事務所の所管区域から除き、伊勢市、鳥羽市及び志摩市の区域は多気度会福祉事務所の所管区域とし、尾鷲市の区域は紀北福祉事務所の所管区域とし、熊野市の区域は紀南福祉事務所の所管区域とする。
(室の設置及び分掌事務)

第三十八条の二 (略)

2 総務企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 関係団体の人権啓発に関する事。

五 農業経営の資金融資及び相談に関する事(桑名農政事務所及び熊野農林事務所における審査事務に係るものに限る)。

六 食の安全及び安心に関する事(熊野農林事務所に限る)。

七 (略)

3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 農業経営の資金融資及び相談に関する事(桑名農政事務所及び熊野農林事務所を除き、審査事務に係るものに限る)。

三〇七 (略)

八 食の安全及び安心に関する事(熊野農林事務所を除く)。

九〇二十四 (略)

二十五 人・農地プランの推進に関する事(津農林水産事務所にあつては、農地の利用調整に関する事に限る)。

二十六・二十七 (略)

二十八 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事(桑名農政事務所、四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊賀農林事務所及び熊野農林事務所にあつては、認定農業者の育成及び支援に関する事、津農林水産事務所及び伊勢農林水

<p>三十一・三十一 (略)</p> <p>三十二 農地法の施行に関する事(同法第四 条、第五条及び第五十一条に関する事を除 く。)</p> <p>三十三〜四十四 (略)</p>	<p>産事務所にあつては、農地の利用調整に関する ことに限る。)</p> <p>二十九・三十 (略)</p> <p>三十一 農地法の施行に関する事(同法第四 条、第五条及び第五十一条に関する事を除く (熊野農林事務所を除く。))</p> <p>三十二〜四十三 (略)</p>
<p>4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〜六 (略)</p> <p>七 農地海岸の災害復旧に関する事(四日市農 林事務所、伊勢農林水産事務所及び熊野農林事 務所に限る。)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 登記に関する事(伊勢農林水産事務所にあ つては、宮川用水事業及び水産事業に係るもの を除く。)</p> <p>十〜十五 (略)</p>	<p>4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〜六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 登記に関する事。</p> <p>九〜十四 (略)</p>
<p>5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりと する。 一〜三十三 (略)</p> <p>三十四 農地海岸の災害復旧に関する事。</p> <p>三十五〜五十九 (略)</p>	<p>5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりと する。 一〜三十三 (略)</p> <p>三十四〜五十八 (略)</p>
<p>6 前項に規定する地域農業改良普及センターの分 掌事務は、次のとおりとする。 一〜八 (略)</p> <p>九 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事 (認定農業者の育成及び支援に関する事に限 る。)</p>	<p>6 前項に規定する地域農業改良普及センターの分 掌事務は、次のとおりとする。 一〜八 (略)</p> <p>九 人・農地プランの推進に関する事(農地の 利用調整に関する事を除き、津地域農業改良 普及センターに限る。)</p> <p>十 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事 (桑名地域農業改良普及センター、四日市鈴鹿 地域農業改良普及センター、松阪地域農業改良 普及センター、伊賀地域農業改良普及センター 及び紀州地域農業改良普及センターにあつて は、認定農業者の育成及び支援に関する事に 限り、津地域農業改良普及センター及び伊勢志 摩地域農業改良普及センターにあつては、農地 の利用調整に関する事を除く。)</p>
<p>12・13 (略) (室の設置及び分掌事務)</p> <p>第四十一条の三 設置条例第十三条第一項に規定す る建設事務所に、次に掲げる室を置く。 一〜五 (略)</p> <p>六〜九 (略)</p>	<p>12・13 (略) (室の設置及び分掌事務)</p> <p>第四十一条の三 設置条例第十三条第一項に規定す る建設事務所に、次に掲げる室を置く。 一〜五 (略)</p> <p>六 プロジェクト推進室(四日市建設事務所に限 る。)</p> <p>七〜十 (略)</p>
<p>2〜5 (略)</p> <p>6 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとす る。 一 公共事業の総合調整に関する事(志摩建設</p>	<p>2〜5 (略)</p> <p>6 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとす る。 一 公共事業の総合調整に関する事(四日市建</p>

<p>事務所にあつては、鳥羽地域のプロジェクトに係るものを除く。)</p> <p>一 道路、河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、都市計画（流域下水道事務所の所管に属するものを除く。）及び災害復旧事業に係る調査並びに工事の設計、施行及び監督に関する事（海岸に関する事については伊賀建設事務所を、港湾に関する事については四日市建設事務所及び伊賀建設事務所を、志摩建設事務所にあつては鳥羽地域のプロジェクトに係るものを除く。)</p> <p>二 市町が行う災害復旧事業の監督に関する事。</p>	<p>四〇七 (略)</p>
<p>第七〇 10 (略) (室の設置及び分掌事務)</p> <p>第五十六条 保健環境研究所に、次に掲げる室を置く。</p> <p>一 企画調整室</p> <p>二 衛生研究室</p> <p>三 環境研究室</p>	

<p>設事務所にあつては、高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものを、志摩建設事務所にあつては鳥羽地域のプロジェクトに係るものを除く。)</p> <p>一 道路、河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、都市計画（流域下水道事務所の所管に属するものを除く。）及び災害復旧事業に係る調査並びに工事の設計、施行及び監督に関する事（海岸に関する事については伊賀建設事務所を、港湾に関する事については四日市建設事務所及び伊賀建設事務所を、四日市建設事務所にあつては高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものを、志摩建設事務所にあつては鳥羽地域のプロジェクトに係るものを除く。)</p> <p>三 市町が行う災害復旧事業の監督に関する事（四日市建設事務所については、高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものを除く。)</p>	<p>四〇七 (略)</p> <p>71 プロジェクト推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 公共事業の総合調整に関する事（高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものに限る。)</p> <p>二 道路、河川、都市計画（流域下水道事務所の所管に属するものを除く。）及び災害復旧事業に係る調査並びに工事の設計、施行及び監督に関する事（高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものに限る。)</p> <p>三 市町が行う災害復旧事業の監督に関する事（高規格道路及び中心市街地に係るプロジェクトに係るものに限る。)</p>
<p>81 11 (略) (分掌事務)</p> <p>第五十六条 保健環境研究所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 感染症情報センターの運用管理に関する事。</p> <p>三 保健事象の疫学研究に関する事。</p> <p>四 公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関する事。</p> <p>五 細菌等の調査研究及び試験検査に関する事。</p> <p>六 ウイルス、リケッチア等の調査研究及び試験検査に関する事。</p> <p>七 原虫等の調査研究及び試験検査に関する事。</p>	

	<p>八 感染症に係る分子生物学的調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>九 病理学的・臨床医学的調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十 医薬品、化粧品、家庭用品等の安全性に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十一 食品、食品添加物、食品汚染物等の理化学的調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十二 毒物、劇物、麻薬等の理化学的調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十三 飲料水、温泉水等の調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十四 放射能に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十五 大気汚染防止に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十六 水質汚濁防止に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十七 土壌汚染対策に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十八 廃棄物に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>十九 悪臭物質に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>二十 保健衛生及び環境保全に係る研修指導の企画及び技術的援助に関すること。</p> <p>二十一 その他保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査に関すること。</p>
<p>2 企画調整室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 保健衛生及び環境保全に係る調査研究及び試験検査の企画及び調整に関すること。</p> <p>二 感染症情報センターの運用管理に関すること。</p> <p>三 保健事象の疫学研究に関すること。</p> <p>四 公衆衛生情報の収集・解析及び提供に関すること。</p> <p>五 疫学研究に係る研修指導の企画及び技術的援助に関すること。</p> <p>六 その他保健衛生に係る調査研究に関すること（疫学研究に係るものに限る。）。</p> <p>3 衛生研究室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 細菌等の調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>二 ウイルス、リケッチア等の調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>三 原虫等の調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>四 感染症に係る分子生物学的調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>五 病理学的・臨床医学的調査研究及び試験検査</p>	

		に關すること。	
		六 医薬品、化粧品、家庭用品等の安全性に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
		七 食品、食品添加物、食品汚染物等の理化学的調査研究及び試験検査に關すること。	
		八 毒物、劇物、麻薬等の理化学的調査研究及び試験検査に關すること。	
		九 飲料水、温泉水等の調査研究及び試験検査に關すること。	
		十 放射能に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
		十一 保健衛生に係る研修指導の企画及び技術的援助に關すること（疫学研究に係るものを除く。）。	
		十二 その他保健衛生に係る調査研究及び試験検査に關すること（疫学研究に係るものを除く。）。	
4		環境研究室の分掌事務は、次のとおりとする。	
	一	大気汚染防止に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
	二	水質汚濁防止に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
	三	土壌汚染対策に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
	四	廃棄物に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
	五	悪臭物質に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
	六	環境保全に係る研修指導の企画及び技術的援助に關すること。	
	七	その他環境保全に係る調査研究及び試験検査に關すること。	
		(設置)	
		第五十七条 林業に係る調査研究及び試験検査並びに人材の育成に關する事務を分掌させるために、林業研究所を設置する。	
2		(略)	
		(分掌事務)	
		第八十条 障害者相談支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。	
		一〜八 (略)	
		第九十条 地域機関においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりにする。	
	職	組織	職務

		(設置)	
		第五十七条 林業に係る調査研究及び試験検査に關する事務を分掌させるために、林業研究所を設置する。	
2		(略)	
		(分掌事務)	
		第八十条 障害者相談支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。	
		一〜八 (略)	
		九 その他障害者の相談支援、地域生活支援及び支援者の人材育成及び研修に關すること（二〇〇ろの健康センターの事務に係るものを除く。）。	
		第一百条 地域機関においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりにする。	
	職	組織	職務

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
部長	部	上司の命を受けて部で 処理する事務を掌理 し、部下職員を指揮監 督する。	部長	部	上司の命を受けて部で 処理する事務を掌理 し、部下職員を指揮監 督する。
次長	部	部長を補佐し、上司の 命を受けてあらかじめ 定められた事務を掌理 する。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～5 (略)			2～5 (略)		

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第八条の二第四項に一号を加える改正規定（同項に第十一号として加える部分に限る。）及び第十四条第四項に一号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年三月二十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十四号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務部行財政改革推進課の表に次のように加える。

2	懲戒に関する事務	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）	○											
---	----------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一総務部法務・文書課の表に次のように加える。

3	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）の施行に関する事務	1 法第 13 条第 1 項の規定による裁定			○									
		2 法第 13 条第 4 項の規定による収用委員会の意見聴取（法第 19 条第 4 項において準用する場合を含む。）				○								
		3 法第 14 条の規定による通知及び公告（法第 19 条第 4 項において準用する場合を含む。）				○								
		4 法第 19 条第 3 項の規定による裁定			○									
		5 法第 23 条第 1 項の規定による裁定の取消			○									
		6 法第 23 条第 2 項の規定による公告				○								
		7 法第 28 条第 1 項の規定による公告及び縦覧（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）				○								
		8 法第 28 条第 2 項の規定による通知（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）				○								
		9 法第 29 条第 1 項の規定による却下（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）			○									
		10 法第 29 条第 2 項の規定による却下（法第 37 条第 2 項において			○									

	準用する場合を含む。)																	
	11 法第 29 条第 3 項の規定による通知（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。)					○												
	12 法第 30 条第 1 項の規定による裁定手続の開始の決定（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。)			○														
	13 法第 30 条第 1 項の規定による公告及び登記の囑託（法第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。)					○												
	14 法第 32 条第 1 項の規定による裁定			○														
	15 法第 32 条第 4 項の規定による収用委員会の意見聴取（法第 37 条第 4 項において準用する場合を含む。)					○												
	16 法第 33 条の規定による通知及び公告（法第 37 条第 4 項において準用する場合を含む。)					○												
	17 法第 36 条第 1 項の規定による調査の実施（法第 37 条第 4 項において準用する場合を含む。)					○												
	18 法第 37 条第 3 項の規定による裁定			○														

別表第一総務部人事課の表第 1 号の項第 1 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を前記「国策第 1 号の項中「懲戒等」を削り、第 4 号を削る。

別表第一医療保健部国務国保課の表第 1 号の項第 1 号中「第 7 条の 2 第 7 項」を「第 7 条の 2 第 6 項」に改め、同項第 28 号中「命令」の次に「並びに法第 24 条の 2 の規定による措置命令及び業務停止命令」を挿入、同項第 51 号中「第 51 条」を「第 52 条第 1 項」に改め、同項第 55 号中「第 57 条第 4 項」を「第 58 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 64 号中「社会医療法人の」の次に「認定の取消し又は」を挿入。

別表第一医療保健部地域医療推進課の表第 10 号の項を第 11 号の項とし、第 1 号の項から第 9 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同項に第 1 号の項として次の 1 項を挿入。

1	医療法の施行に関する事務	1 法第 30 条の 4 第 1 項の規定による医療計画の策定	○															
		2 法第 30 条の 4 第 16 項の規定による医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示					○											
		3 法第 30 条の 5 の規定による医療計画に関する必要な情報の要求					○											
		4 法第 30 条の 6 の規定による医療計画の変更	○															
		5 法第 30 条の 11 の規定による医療計画達成推進のための勧告					○											
		6 法第 30 条の 12 第 1 項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置要請					○											
		7 法第 30 条の 12 第 2 項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置勧告					○											
		8 法第 30 条の 12 第 3 項の規定による病院又は診療所の病床数削減措置勧告に従わない旨の公表					○											
		9 法第 30 条の 13 第 3 項の規定による病院等の病床機能報告に関する必要な情報の要求					○											

	10	法第30条の13第5項の規定による病院等に対する病床機能報告の実施命令又は是正命令				○									
	11	法第30条の13第6項の規定による病院等が病床機能報告の実施命令等に従わない旨の公表				○									
	12	法第30条の14第1項の規定による地域医療構想達成推進のための協議の場の設置				○									
	13	法第30条の15第1項の規定による病院等に対する病床機能報告に係る理由等の提出要求				○									
	14	法第30条の15第2項の規定による病院等に対する協議の場への参加要求				○									
	15	法第30条の15第4項の規定による病院等に対する医療審議会での説明要求				○									
	16	法第30条の15第6項の規定による病院等に対する是正措置命令				○									
	17	法第30条の15第7項の規定による病院等に対する是正措置要請				○									
	18	法第30条の16第1項の規定による病院等に対する必要な医療機能に係る医療を提供することの指示				○									
	19	法第30条の16第2項の規定による病院等に対する必要な医療機能に係る医療を提供することの要請				○									
	20	法第30条の17の規定による病院等に対する措置を講ずべきことの勧告				○									
	21	法第30条の18の規定による病院等が命令、指示又は勧告に従わない旨の公表				○									
	22	法第35条の規定による公的医療機関に対する命令及び指示				○									

別表第1医療保健部食品安全課の表第115号の項第7号を次のように定める。

16	三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の施行に関する事務	1	要綱第5の(1)の規定による指定医療機関の指定				○								
		2	要綱第5の(1)の規定による指定医療機関の指定の取消し				○								
		3	要綱第5の(2)の規定による指定医療機関への費用の交付				○								
		4	要綱第6の(1)の規定による対象患者の認定						○						保健所
		5	要綱第6の(3)の規定による対象患者の認定の取消し						○						保健所
		6	要綱第7の(1)の規定による厚生労働大臣への個人票の提出					○							

別表第1医療保健部食品安全課の表第115号の項第7号を次のように改める。

3	法第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出要求（第36条において準用する場合を含む。）								○	保健所
---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

別表第1医療保健部食品安全課の表第115号の項第7号を次のように改める。

9	法第17条第1項の規定による報告の聴取及び立入検査								○	保健所
---	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

別表第一 医療保健部食品安全課の表第二十五号の項第十八号を次のように改める。

18 法第 45 条第 2 項の規定による 報告の聴取及び立入検査										○	保健所
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第十六号の項中第五十号を第五十二号とし、第四十二号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十二号中「及び第 78 条第 1 項」を「、第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 78 条第 1 項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

42 法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による費用徴収の決定										○	保健所 福祉事務所
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--------------

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第十六号の項中第三十九号を第四十号とし、第三十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十三号中「第 55 条の 6 第 2 項」を「第 55 条の 7 第 2 項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十二号中「第 55 条の 6」を「第 55 条の 7」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第三十一号中「第 55 条の 5」を「第 55 条の 6」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号の次に次の一号を加える。

31 法第 55 条の 5 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給の決定及び通知										○	福祉事務所
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第十九号の項中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「及び第 78 条第 1 項」を「、第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 78 条第 1 項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

28 法第 14 条第 4 項においてその例によるとされている生活保護法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による費用徴収の決定										○	保健所 福祉事務所
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--------------

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第二十一号の項第一号から第六号までの規定中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第七号中「第 10 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改め、同項第八号中「第 10 条第 3 項」を「第 16 条第 3 項」に改め、同表第二十一号の項中第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第 53 条第 5 項の規定による報告の徴収										○	
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第二十二号の項第八号の次に次の二号を加える。

9 法第 22 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請の受理										○	
10 法第 22 条の 2 第 4 項の規定による認定										○	

別表第一 子ども・福祉部少子化対策課の表第六号の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一 子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第六十八号を第七十六号とし、第三十七号から第六十七号までを八号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

42 政令第 3 条の 2 第 3 項の規定による指定児童福祉司養成施設等の変更の承認										○	
43 政令第 3 条の 2 第 7 項の規定による指定児童福祉司養成施設等の長に対する指導等										○	
44 政令第 3 条の 2 第 10 項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定の取消し										○	

別表第一 子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第三十五号を第四十号とし、第十九号から第三十四号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

23 法第 33 条の 8 第 2 項の規定による縁組の承諾の許可										○	
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第十七号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

20	法第 33 条第 9 項の規定による児童の一時保護																○	児童相談所	
21	法第 33 条第 11 項の規定による児童の一時保護																	○	児童相談所

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第十六号を第十八号とし、第一号から第十五号までを一番号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1	法第 13 条第 2 項の規定による児童福祉司の数の決定																	○		
2	法第 13 条第 3 項の規定による児童福祉司の養成に係る施設及び講習会の指定																		○	

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第十号の項第九号中「第 13 条の 4」を「第 13 条の 5」に改め、同表に次のものを加える。

24	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関する事務	1	法第 6 条第 1 項の規定による許可																○			
		2	法第 7 条第 2 項の規定による調査等																		○	
		3	法第 10 条第 1 項の規定による許可証の交付																		○	
		4	法第 10 条第 3 項の規定による届出の受理及び許可証の再発行																		○	
		5	法第 12 条第 2 項の規定による有効期間の更新																		○	
		6	法第 13 条第 1 項の規定による変更の届出の受理																		○	
		7	法第 13 条第 2 項の規定による許可証の交付																		○	
		8	法第 14 条第 1 項の規定による事業廃止の届出の受理																		○	
		9	法第 15 条の規定による命令																		○	
		10	法第 16 条第 1 項の規定による許可の取消し																		○	
		11	法第 19 条第 1 項の規定による帳簿の引継ぎ																		○	
		12	法第 20 条の規定による事業報告書の受理																		○	
		13	法第 32 条の規定による報告書及び届出の受理																		○	
		14	法第 38 条の規定による指導及び助言																		○	
		15	法第 39 条第 1 項の規定による報告の徴収																		○	
		16	法第 39 条第 2 項の規定による立入検査等																		○	
		17	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定による許可証の返納の受理																		○	
		18	省令第 5 条の規定による申請書の受理																		○	

別表第一子ども・福祉部福祉から福祉課の表第一号の項第十三号中「第 18 条」を「第 19 条」に改め、同表第四

号の項中第六十五号を第六十六号とし、第六十二号から第六十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六十一号中「規程に」を「規定による」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項中第六十号を第六十一号とし、第四十六号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十五号中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十四号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項中第四十二号を第四十四号とし、第三十号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

30 法第 28 条第 2 項の規定による措置期間の更新												○	児童相談所
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------

別表第二十号も・福祉部内が、福祉課の表第十二号の項第三号から第五号までを次のように改める。

3 法第 22 条第 1 項の規定による通報の受理						○							
4 法第 22 条第 2 項の規定による届出の受理						○							
5 法第 23 条の規定による通知の受理						○							

別表第二十号も・福祉部内が、福祉課の表に次のように加える。

15 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号）の施行に関する事務	1 条例第 18 条第 1 項の規定による助言及びあっせんの申立ての受理											○				
	2 条例第 19 条第 1 項の規定による助言及びあっせん											○				
	3 条例第 19 条第 3 項の規定による三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問								○							
	4 条例第 19 条第 4 項の規定による三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問								○							
	5 条例第 19 条第 5 項の規定によるあっせんの打切り											○				
	6 条例第 21 条の規定による勧告											○				
	7 条例第 22 条の規定による意見の聴取												○			
	8 条例第 23 条の規定による助言及びあっせんの状況の公表												○			

別表第一環境生活部地球温暖化対策課の表第十七号の項を第十八号の項とし、第四号の項から第十六号の項までを一ずつ繰り下げ、第三号の項の次に次の一項を加える。

4 気候変動適応法（平成30年法律第50号）の施行に関する事務	法第 12 条の規定による地域気候変動適応計画の策定											○				
---------------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第七十四号を第九十一号とし、第七十一号から第七十二号までを十八号ずつ繰り下げ、同項第七十号中「第60条第2項」を「第60条第3項」に改め、同号を同項第八十八号とし、同項第六十九号中「第46条第2項」を「第46条第3項」に改め、同号を同項第八十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

82 規則第 50 条第 1 項第 1 号ロの規定の確認												○				
83 規則第 52 条の 5 第 1 項の規定による届出の受理												○				
84 規則第 52 条の 6 第 1 項の規定による届出の受理												○				
85 規則第 52 条の 6 第 2 項の規定による届出の受理												○				
86 規則第 52 条の 7 第 1 項の規定												○				

による届出の受理																				
87 規則第 52 条の 8 第 1 項の規定による確認の取消し									○											

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第六十八号を第八十号とし、第六十五号から第六十七号までを十一号ずつ繰り下げ、第六十四号を第七十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

75 規則第 25 条第 1 項第 5 号の規定による指定									○											
76 規則第 36 条の 3 第 1 項の規定による計画の受理									○											

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項第六十二号中「第 16 条第 4 項」を「第 16 条第 5 項」に改め、同号を同項第七十二号とし、同項中第六十二号を第七十二号とし、第四十五号から第六十一号までを十号ずつ繰り下げ、第四十四号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

54 法第 27 条の 5 の規定に基づく協議									○											
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第四十二号を第五十一号とし、第二十四号から第四十一号までを九号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第 12 条第 4 項」を「第 12 条第 5 項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第二十二号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

31 法第 12 条第 4 項の規定による届出の受理									○											
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第二十一号を第二十九号とし、第二十号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 法第 12 条第 1 項第 1 号の規定による確認									○											
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第十九号を第二十六号とし、第十八号を第二十五号とし、同項第十七号中「第 7 条第 5 項」を「第 7 条第 10 項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十六号を同項第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

21 法第 7 条第 5 項の規定による通知									○											
22 法第 7 条第 8 項の規定による命令									○											
23 法第 7 条第 9 項の規定による報告の受理									○											

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項中第十五号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

18 法第 7 条第 2 項の規定による命令									○											
19 法第 7 条第 3 項の規定による計画の受理									○											

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十五号の項第十四号中「汚染除去等の措置」を「計画の提出」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十二号を第十五号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

6 法第 3 条第 7 項の規定による届出の受理																			○	地域防災総合事務所等
7 法第 3 条第 8 項の規定による命令																			○	地域防災総合事務所等

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第十六号の項中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改め、同表第二十三号の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第 6 条の 2 第 2 項の規定による承継の届出の受理																			○	地域防災総合事務所
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------

											所等
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

別表第一 環境生活部くらし・交通安全課の表中第十七号の項を第十八号の項とし、第六号の項から第十六号の項までを一項ずつ繰り下げ、第五号の項の次に次の一項を加える。

6	三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年三重県条例第3号）の施行に関する事務	1 条例第8条の規定による総合的な支援体制の整備											○			
		2 条例第9条の規定による推進計画の策定及び変更												○		

別表第一 環境生活部廃棄物・リサイクル課の表第一号の項第四十八号から第五十号までを次のように改める。

48	法第12条の6第1項の規定による産業廃棄物管理票に関する勧告															
	(1) 事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）													○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの					○										
49	法第12条の6第2項の規定による産業廃棄物管理票に関する公表															
	(1) 事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）													○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの					○										
50	法第12条の6第3項の規定による産業廃棄物管理票に関する命令															
	(1) 事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）													○		地域防災総合事務所等
	(2) (1)以外のもの					○										

別表第一 環境生活部廃棄物・監視指導課の表第一号の項第十二号及び第十三号を次のように改める。

12	法第19条の9の規定による適正処理推進センターへの協力要請													○		
13	法第19条の10第2項において準用する法第19条の5の規定による措置命令													○		

別表第一 農林水産部担い手支援課の表中第十一号の項を削り、第十二号の項を第十一号の項とし、第十三号の項から第二十四号の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一 農林水産部農産物安全・流通課の表第六号の項中第五十三号を第五十四号とし、第二十四号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

24	法第54条の2第1項及び第2項の規定による業務報告書の受理															
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るもの													○		農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの					○										

別表第一 農林水産部農産物安全・流通課の表第六号の項に次のように加える。

55	法第97条第1項第1号の規定による共済代理店の設置又は廃止の届出の受理												○			
----	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第一 農林水産部農産物安全・流通課の表第十三号の項を同表第十四号の項とし、同表第十二号の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十二号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十二号

から第三十五号までを次のように改め、回項を同表第十三号の項とする。

32	農作物共済引受要綱（平成 30 年経営第 380 号）第 1 章第 8 節第 4 の規定による農作物共済の 10 アール当たり収穫量の決定及び通知									○										
33	果樹共済引受要綱（平成 30 年経営第 1305 号）第 1 章第 8 節第 5 の規定による果樹共済の標準収量表並びに同節第 7 の規定による 10 アール当たり収穫量の決定及び通知									○										
34	畑作物共済引受要綱（平成 30 年経営第 1044 号）第 1 章第 8 節第 5 の規定による畑作物共済の 10 アール当たり収穫量の決定及び通知									○										

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表第十一号の項第一号中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、回項中第十四号を第十五号とし、第二号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加え、回項を同表第十一号の項とする。

2	規則第 4 条の規定による貸付けの員外利用割合の限度の特例の指定									○										
---	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表中第十号の項を第十一号の項とし、第七号の項から第九号の項までを一項ずつ繰り下げ、第六号の項の次に次の一項を加える。

7	農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）の施行に関する事務	省令第 232 条の規定による事業計画書の受理																			
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るもの																		○	農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの																			○

別表第一農林水産部畜産課の表中第十号の項及び第十一号の項を削り、第十二号の項を第十号の項とし、第十三号の項から第二十号の項までを一項ずつ繰り上げ、回表に次のように加える。

19	畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）の施行に関する事務	1 法第 10 条第 1 項の規定による指定事業者の指定																		○	
		2 法第 11 条第 1 項の規定による指定事業者の公示等																			○
		3 法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による指定事業者の解除																			○
		4 法第 29 条第 2 項の規定による報告の徴収及び検査																			○
		5 畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 387 号）第 5 条第 2 項の規定による加工原料乳の数量の算出等																			○
		6 政令第 5 条第 3 項の規定による加工原料乳の数量の通知																			○
		7 政令第 16 条第 5 項の規定による報告																			○

別表第一農林水産部畜産課においてこの課の表第七号の項を次のように改める。

7	農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 27 農振第 2325 号）に関する事務	1 要綱第 3 の規定による農山漁村振興推進計画の作成及び提出																			○	
		2 要綱第 4 の規定による事業実施計画及び年度別事業実施計画の策定及び提出																				○
		3 要綱第 6 の規定による事業実施後の評価等の実施																				○

四十九号とし、回項第四十三号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第四十八号とし、回項中第三十四号から第四十二号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を削り、回項第三十一号中「第 86 条第 4 項」を削り、回号の次に次の大号を加える。

33	法第 84 条の 7 第 2 項の規定による定款の変更の届出の受理								○		農林水産事務所等
34	法第 85 条の 2 第 4 項の規定による成立の届出の受理								○		農林水産事務所等
35	法第 85 条の 4 第 2 項の規定による解散の届出の受理								○		農林水産事務所等
36	法第 85 条の 5 第 3 項の規定による合併の届出の受理								○		農林水産事務所等
37	法第 85 条の 14 の規定による清算終了届の受理								○		農林水産事務所等
38	法第 86 条の 9 の規定による組織の変更の届出の受理								○		農林水産事務所等

別表第一農林水産部漁業政策課の表第十七号の項第一号中「、漁業生産組合」を削り、「組合等」を「組合」に改め、回項第三号中「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）」を「組合」に改め、回項第四号中「組合等」を「組合及び漁業生産組合（以下この項において「生産組合」という。）」に改め、回項中第六号を削り、第七号を第六号とし、回項第八号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第七号とし、回項第九号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第八号とし、回項第十号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第九号とし、回項第十一号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第十号とし、回項第十二号中「組合等」を「組合」に改め、回号を回項第十一号とし、回項第十三号中「組合等」を「組合」に改め、回号を回項第十二号とし、回項第十四号中「組合等」を「組合及び生産組合」に改め、回号を回項第十三号とし、回項第十五号中「第 36 条第 1 項」を「第 36 条」と、「組合等」を「組合」に改め、回号を回項第十四号とし、回項第十六号を回項第十五号とし、回項に次の二号を加える。

16	規則第 40 条第 5 項の規定による破産手続開始の申立ての届出の受理								○		農林水産事務所等
17	規則第 40 条第 8 項の規定による業務報告書の受理								○		農林水産事務所等

別表第一農林水産部水産基盤整備課の表第十号の項中「第 2 の(12)」を削り、「事後評価」を「事業計画及び事後評価等」に改める。

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表第一号の項第四号中「第 37 条第 1 項」を「第 49 条第 1 項」に改め、回項第五号中「第 37 条第 3 項」を「第 49 条第 3 項」に改め、回項第六号中「第 37 条第 4 項」を「第 49 条第 4 項」に改め、回項第七号中「第 38 条第 1 項」を「第 50 条第 1 項」に改め、回項第八号中「第 38 条第 2 項」を「第 50 条第 2 項」に改め、回項第九号中「第 38 条第 4 項」を「第 50 条第 4 項」に改め、回項第十号中「第 39 条第 2 項」を「第 51 条第 2 項」に改め、回項第十一号中「第 46 条」を「第 58 条」に改め、回項第十二号中「第 47 条」を「第 59 条」に改め、回表第六号の項第八号中「第 37 条並びに」を削り、回表第七号の項第四号中「ただし書」の次に「及び第 12 条」を加え、回項第五号中「第 12 条」を「第 13 条」に改め、回項第六号中「第 13 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改め、回項第七号中「第 14 条」を「第 15 条」に改め、回項第八号中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、回項第九号中「第 15 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改め、回項第十号中「第 16 条」を「第 17 条」に改め、回項第十一号中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、回項第十二号中「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に改め、回項第十三号中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、回項第十四号中「第 19 条」を「第 20 条」と、「利用状況」を「利用状況等」に改め、回項第十五号中「第 20 条」を「第 21 条」に改め、回表第十一号の項第一号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、回項第五号中「第 21 条」を「第 26 条」に改める。

別表第一県土整備部公共用地課の表に次のように加える。

6	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特	1	法第 6 条の規定による他人の土地等への立入許可							○	
		2	法第 7 条第 1 項の規定による障害物の伐採等の許可							○	

別措置法の施行に関する事務	3	法第7条第1項の規定による意見陳述機会の付与						○								
	4	法第7条第3項の規定による障害物の伐採等の許可						○								
	5	法第10条第2項の規定による土地使用権等の裁定申請書の受理(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	6	法第11条第1項の規定による土地使用権等の裁定申請に係る事業の要件該当性の確認(法第19条第2項において準用する場合を含む。)					○									
	7	法第11条第2項及び第3項の規定による関係行政機関等への意見の照会等(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	8	法第11条第4項の規定による公告等(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	9	法第11条第5項の規定による確知所有者等への通知(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	10	法第12条第1項及び第2項の規定による土地使用権等の裁定申請の却下(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	11	法第12条第3項の規定による事業者への通知(法第19条第2項において準用する場合を含む。)							○							
	12	法第22条第1項の規定による土地使用権等の譲渡の承認							○							
	13	法第22条第2項の規定による公告							○							
	14	法第23条第1項の規定による裁定の取消しに係る要件該当性の確認							○							
	15	法第25条第1項の規定による原状回復命令							○							
	16	法第25条第2項の規定による原状回復の代執行の決定	○													
	17	法第25条第2項の規定による原状回復の代執行を行う旨の公告							○							
	18	法第26条第1項の規定による立入検査等							○							

別表第1県土整備部河川建設課の表第11号の項を次のように改める。

2	踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)の施行に関する事務	1	法第4条第1項の規定による地方踏切道改良計画等に係る協議						○							
		2	法第4条第8項の規定による国土交通大臣への裁定の申請	○												
		3	法第6条第1項の規定による地方踏切道改良協議会の設立							○						

別表第1県土整備部下水道課の表第1号、別表第1県土整備部港湾・海岸課の表の次に次のように加える。

県土整備部 下水道経営課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関 の名称			
			知事	専決者							受任者					
				副知事	本庁				地域機関							
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長		所長		
1	下水道法の施行に関する事務	1 法第 12 条の 10 の規定による特定施設の設置、構造等の変更等の届出事項等に関する通知及び事故時の届出事項等の通知の受理										○			流域下水道事務所	
		2 法第 25 条の 10 第 1 項の規定による流域下水道の設置等の決定（維持その他管理に係るものに限る。）	○													
		3 法第 25 条の 10 第 2 項の規定による市町による流域下水道の設置等の承認（維持その他管理に係るものに限る。）	○													
		4 法第 25 条の 14 の規定による終末処理場での下水の処理の開始等の通知									○					流域下水道事務所
		5 法第 25 条の 16 の規定による原因調査及び必要な措置の要請						○								
		6 法第 25 条の 18 において準用する法第 11 条の 2 の規定による使用開始等届出の受理										○				流域下水道事務所
		7 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 3 の規定による特定施設設置等届出の受理										○				流域下水道事務所
		8 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 4 の規定による特定施設の構造等変更届出の受理										○				流域下水道事務所
		9 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 5 の規定による計画変更命令及び計画廃止命令										○				流域下水道事務所
		10 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 6 第 2 項の規定による実施の制限期間の短縮の承認										○				流域下水道事務所
		11 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 7 の規定による氏名変更等届出の受理										○				流域下水道事務所
		12 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 8 第 3 項の規定による承継届出の受理										○				流域下水道事務所
		13 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 9 第 1 項の規定による事故時の届出の受理										○				流域下水道事務所
		14 法第 25 条の 18 において準用する法第 12 条の 9 第 2 項の規定による事故時の応急措置命令										○				流域下水道事務所
		15 法第 25 条の 18 において準用する法第 13 条第 1 項の規定による立入検査										○				流域下水道事務所
		16 法第 25 条の 18 において準用する法第 15 条の 2 の規定による災害時維持修繕協定の締結（維持その他管理に係るものに限る。）				○										
		17 法第 25 条の 18 において準用する法第 16 条の規定による工事等の承認（維持その他管理に係るものに限る。）						○								

	18 法第 25 条の 18 において準用する法第 18 条の 2 の規定による汚濁原因者負担金の決定				○							
	19 法第 31 条の 2 第 1 項の規定による流域下水道の設置等に要する費用の市町に対する負担の決定					○						
	20 法第 31 条の 2 第 2 項の規定による市町への意見の聴取					○						
	21 法第 31 条の 4 の規定による下水道の管理の効率化に関する協議会の設置（維持その他管理に係るものに限る。）					○						
	22 法第 33 条の規定による許可又は承認の条件付与（維持その他管理に係るものに限る。）					○						
	23 法第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による工事等に関する必要な指示（維持その他管理に係るものに限る。）					○						
	24 法第 37 条の 2 の規定による特定施設等の改善命令並びに特定施設の使用及び下水の排除の停止命令					○						
	25 法第 38 条の規定による監督処分等（維持その他管理に係るものに限る。）					○						
	26 法第 39 条の規定による報告の徴収（維持その他管理に係るものに限る。）					○						
	27 法第 39 条の 2 の規定による報告の徴収					○						
2	電気事業法の施行に関する事務	1 法第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による保安規程に係る届出										
		(1) 複数の事業場を統括するもの					○					
		(2) その他のもの							○			流域下水道事務所
		2 法第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定による主任技術者の選任					○					
		3 法第 43 条第 3 項の規定による主任技術者の選任及び解任の届出										
		(1) 複数の事業場を統括するもの						○				
		(2) その他のもの								○		流域下水道事務所
		4 法第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定による事業用電気工作物の設置等に係る認可申請										
		(1) 複数の事業場を統括するもの						○				
		(2) その他のもの								○		流域下水道事務所
		5 法第 47 条第 4 項及び第 5 項並びに法第 48 条第 1 項の規定による事業用電気工作物の設置等に係る届出										
		(1) 複数の事業場を統括するもの							○			
(2) その他のもの									○	流域下水道		

													道事務所	
3	三重県流域下水道条例（昭和62年三重県条例第28号）の施行に関する事務	1 条例第6条の規定による指定管理者の指定の申請の告知											○	
		2 条例第7条第1項の規定による指定管理候補者の選定											○	
		3 条例第7条第2項の規定による指定管理者の指定											○	
		4 条例第8条の規定による指定等の告示											○	
		5 条例第9条の規定による協定の締結											○	
		6 条例第10条の規定による事業報告書の受理											○	
		7 条例第11条の規定による業務状況の聴取等											○	
		8 条例第12条の規定による知事による管理の決定											○	
		9 条例第13条の規定による使用期間及び休業日の変更											○	
		10 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認											○	

県土整備部 下水道事業課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称		
			知事	専決者								受任者			
				副知事	本庁				地域機関						
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長	
1	下水道法の施行に関する事務	1 法第2条の2の規定による流域別下水道整備総合計画の策定等	○												
		2 法第4条の規定による事業計画の策定											○		
		3 法第25条の10第1項の規定による流域下水道の設置等の決定（維持その他管理に係るものを除く。）	○												
		4 法第25条の10第2項の規定による市町による流域下水道の設置等の承認（維持その他管理に係るものを除く。）	○												
		5 法第25条の11第1項の規定による事業計画の策定（法第25条の11第7項において準用する場合を含む。）												○	
		6 法第25条の11第3項の規定による事業計画に係る関係市町への意見の聴取（法第25条の11第7項において準用する場合を含む。）											○		流域下水道事務所
		7 法第25条の15の規定による使用の一時制限の決定等												○	
		8 法第25条の17の規定による他の施設等の管理者との協議												○	
		9 法第25条の18において準用する法第15条の規定による他の工作物の管理者との協議及び工事の												○	

	施行等の決定													
	10 法第 25 条の 18 において準用する法第 15 条の 2 の規定による災害時維持修繕協定の締結（維持その他管理に係るものを除く。）			○										
	11 法第 25 条の 18 において準用する法第 16 条の規定による工事等の承認（維持その他管理に係るものを除く。）				○									
	12 法第 25 条の 18 において準用する法第 17 条の規定による他の工作物の管理者との協議及び費用の負担の決定			○										
	13 法第 25 条の 18 において準用する法第 18 条の規定による施設損傷負担金の決定			○										
	14 法第 31 条の 4 の規定による下水道の管理の効率化に関する協議会の設置（維持その他管理に係るものを除く。）			○										
	15 法第 32 条の規定による他人の土地の立入り等の決定										○	流域下水道事務所		
	16 法第 33 条の規定による許可又は承認の条件付与（維持その他管理に係るものを除く。）				○									
	17 法第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による工事等に関する必要な指示（維持その他管理に係るものを除く。）				○									
	18 法第 38 条の規定による監督処分等（維持その他管理に係るものを除く。）			○										
	19 法第 39 条の規定による報告の徴収（維持その他管理に係るものを除く。）				○									
2	都市計画法の施行に関する事務	1 法第 59 条第 1 項の規定による市町の都市計画事業の認可			○									
		2 法第 59 条第 2 項の規定による都市計画事業施行に係る国土交通大臣への認可申請			○									
		3 法第 59 条第 6 項の規定による公共施設管理者への意見の聴取（法第 63 条において準用する場合を含む。）				○								
		4 法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示等（法第 63 条において準用する場合を含む。）				○								
		5 法第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更に係る国土交通大臣への認可申請				○								
		6 法第 63 条第 1 項の規定による市町の事業計画の変更認可				○								
		7 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の認可							○				流域下水道事務所	
		8 法第 65 条第 2 項の規定による意見の聴取							○				流域下水道事務所	
		9 法第 80 条第 1 項の規定による報告、勧告等				○								

別表第一 国土整備部 都市政策課の表第 1 号の項中第 三十八号を第三十八号とし、第三号から第三十五号までを

四十号の項とし、第三十八号の項を第三十九号の項とし、第三十七号の項の次に次の1項を加える。

38 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務	1 法第7条第2項及び第3項の規定による公告及び通知						○															
	2 法第10条第1項の規定による土地使用権等の裁定の申請（法第19条第1項の規定による土地使用権等の存続期間の延長についての裁定申請を含む。）				○																	
	3 法第10条第3項第3号及び第4号の規定による行政機関の長への意見照会等（法第19条第2項において準用する場合を含む。）																					
	(1) 本庁の所掌に属するもの							○														
	(2) 地域機関の所掌に属するもの												○									
	4 法第10条第4項の規定による意見書を得ることができなかった事情の疎明																					
	(1) 本庁の所掌に属するもの													○								
	(2) 地域機関の所掌に属するもの														○							
	5 法第10条第5項の規定による住民の意見を反映させるために必要な措置の実施																					
	(1) 本庁の所掌に属するもの																					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの																					
	6 法第20条第1項の規定による標識の設置																					
	(1) 本庁の所掌に属するもの																					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの																					
	7 法第22条第1項の規定による土地使用権等の譲渡申請																					
	8 法第27条第1項及び第37条第1項の規定による収用又は使用の裁定の申請																					
	9 法第29条第3項の規定による裁定申請を却下した旨の通知の受理（法第37条第2項において準用する場合を含む。）																					
	10 法第33条の規定による裁定をした旨の通知の受理（法第37条第4項において準用する場合を含む。）																					
	11 法第38条の規定による相続財産の管理人の選任の請求																					
	12 法第39条第2項の規定による土地所有者等関連情報の提供依頼																					
(1) 本庁の所掌に属するもの																						
(2) 地域機関の所掌に属するもの																						
13 法第39条第2項の規定による土地所有者等関連情報の提供																						
(1) 本庁の所掌に属するもの																						
(2) 地域機関の所掌に属するもの																						

	14 法第 39 条第 3 項の規定による 本人同意の取得											
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○				
	15 法第 39 条第 5 項の規定による 土地所有者等関連情報の提供依頼											
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○				
	16 法第 41 条の規定による国土交通省職員の派遣の要請					○						
	17 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第 1 条第 5 号、第 6 条第 5 号、第 7 条第 5 号及び第 8 条第 5 号の規定による書面の送付等											
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○				

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一総務部法務・文書課の表に次のように加える改正規定、別表第一県土整備部公共用地課の表に次のように加える改正規定及び別表第二共通決裁事項①一般事務の表中第三十九号の項を第四十号の項とし、第三十八号の項を第三十九号の項とし、第三十七号の項の次に次の一項を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
